

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (2022年4月施行)」に関する川崎市の取組

ながれ

川崎市環境局 生活環境部 廃棄物政策担当

川崎市は、東西に細長い地形で、多摩川を挟んで首都・東京に隣接し、利便性の高い立地環境にあります。人口は現在約154万人で、日本の大都市の中で最も人口増加率が高く、平均年齢が若い、活気に満ちたまちです。

本市の廃棄物行政は、いち早く機械式のごみ収集車両を導入した他、細長い川崎市の地形にバランス良くごみ焼却施設を配置し、生ごみの毎日収集や可燃物の全量焼却体制を全国に先駆けて確立するなど、「適正処理」を中心としたごみ処理を続けてきましたが、2000年代に入り3Rを基本とした取組へと変換を図りました。

プラスチックへの取組については、平成17年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画(かわさきチャレンジ・3R)」に基づき、ペットボトルだけでなく、プラスチック製容器包装の分別収集を開始し、平成28年3月に策定した新たな基本計画(ごみ減量未来へつなげるエコ暮らしプラン)において、プラスチック製容器包装の分別率をより向上させる取組を行うとともに、リサイクルよりも環境負荷の小さい2R(リデュース・リユース)の取組を、市民・事業者・行政の協働で推進してきました。

プラスチックごみは、焼却処理による温室効果ガス排出の大きな要因となっており、脱炭素社会の実現に向けて解決しなくてはならない大きな課題となっています。また、近年では海洋プラスチック問題や中国及び周辺アジア地域における廃プラスチック等の輸入禁止措置など、プラスチックごみを取り巻く状況は急速に変化しており、世界的な課題として注目されています。

そこで、国では令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定。本市もこのような背景を踏まえ、家庭から排出される一般廃棄物のみならず、事業活動に伴い排出される産業廃棄物を含め、プラスチックごみを取り巻く課題に総合的かつ迅速に取り組むため、令和2年11月に「川崎市プラスチック資源循環への対応方針～プラスチックごみの削減に向けて～」を策定しました。(表1)

本方針では、「プラスチックごみの資源循環に加え、地球温暖化や海洋汚染問題への取組を総合的に促進し、川崎市内はもとより、地球規模での効果を目指す」と「環境意識の高い市民・事業者との連携や優れた環境技術・産業の活用を図ることにより、グリーンイノベーションの誘発など、大きな効果の発現を目指す」を基本的な考え方とし、これに基づき、対応分野、対応の方向性、当面の取組を整理しました。

また、国では、国内におけるプラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、令和4年4月から施行されます。同法では、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置が講じられており、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別基準を策定し、その基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。プラスチック資源の分別収集の促進に向けて市町村では、①容

器包装リサイクル法の指定法人に委託しリサイクルを行う方法、②再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し国の認定を受けてリサイクルを行う方法という2つの手法により再商品化することが可能となります。

こうした動向を踏まえて、本市では、令和4年3月に策定される基本計画の第3期行動計画で、廃棄物分野においても、プラスチックの焼却処理に伴う温室効果ガス排出の大幅な削減に取り組むために、「1人1日あたりのごみ排出量」と「ごみ焼却量」という目標とともに、脱炭素化の視点も取り入れた「プラスチック製容器包装の分別率」という目標を設定し、取組を推進することとしています。(表2)

また、国のプラスチック資源循環法の施行に先んじて、市内の一部地域を対象に、令和3年11月から12月にかけて、資源物として回収しているプラスチック製容器包装に加えて、現在普通ごみとして収集しているプラスチック製品も資源物として一緒に袋で排出する、一括回収の実証事業を実施しました。プラスチック製品を一括回収するメリットとしては、プラスチック容器包装よりも分別がわかりやすく、更にプラスチック製品のリサイクルが進めば、脱炭素の取組にもつながります。実証事業に御協力いただいた市民の皆様からのアンケートでは、「分別がわかりやすくなってよい」という御意見や、約9割の方から一括で収集してほしいという御意見をいただきました。

一方で、実施に向けてはリサイクルを推進する業者との協力体制や処理体制の構築、コスト面の精査、またリチウムイオン電池等の混入による火災等のリスク管理など、まだまだ課題も多くあります。今後も実証事業や検討を重ねながら、こうした課題を解決し、市内一部地域で先行的に一括収集

を実施するとともに、処理状況などを確認しながら、取組を全市に拡大していきたいと考えています。

川崎市としては、今後もプラスチックごみの発生抑制やマイクロプラスチック問題などの課題に引き続き取り組むとともに、市内で回収する全てのプラスチックを100%市内でリサイクルする「完全循環型のプラリサイクル都市」を目指し、より一層の資源循環に取り組むことで、地球環境を守る取組に資していきたいと思えます。

対応分野	No	取組名称	資源循環	温暖化	海洋汚染
I 資源循環・地球温暖化対策・海洋プラスチック対策の総合的な取組	1	マイバック・マイボトルの利用促進や製品の適正包装の推進	●	●	●
	2	グリーン購入の促進及び庁内の率先行動推進	●	●	●
	3	イベント等におけるプラスチック代替製品の活用	●	●	●
	4	低CO ₂ 川崎ブランド等による環境技術の普及に向けた取組の推進	●	●	●
	5	(仮称)脱炭素モデル地区を活用した取組推進	●	●	●
	6	使用済小型家電の拠点回収・店頭回収の拡充	●	●	●
	7	農業由来の使用済プラスチック適正処理の推進	●	●	●
	8	ごみ発電事業等の余熱利用の推進	●	●	●
	9	廃棄物発電の新たな活用法の検討	●	●	●
	10	プラスチック製容器包装の分別率向上に向けた取組の推進	●	●	●
	11	事業系プラスチックごみの3R及び適正処理の推進	●	●	●
	12	事業系プラスチックごみの処理ルート拡大に向けた取組の推進	●	●	●
	13	まちの散乱ごみ・美化対策のキャンペーンの実施	●	●	●
	14	東扇島西公園など川崎港内の公園等における散乱ごみ対策の推進	●	●	●
	15	川崎港における海面清掃事業の実施	●	●	●
	16	市内公園緑地における散乱ごみ対策の推進	●	●	●
	17	多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	●	●	●
	18	河川・水路における散乱ごみ対策の推進	●	●	●
	19	ポイ捨て防止に向けた取組の推進	●	●	●
II 意識啓発・調査研究・国際展開等	20	川崎の優れた環境技術による国際貢献の推進	●	●	●
	21	国際環境技術展など大規模イベントを活用した情報発信やイノベーションの促進	●	●	●
	22	水環境中のプラスチックごみに係る実態把握	●	●	●
	23	下水処理の過程におけるマイクロプラスチックの実態把握	●	●	●
	24	燃やすごみに含まれるプラスチック類の実態調査	●	●	●
	25	ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進	●	●	●
	26	環境産業との連携	●	●	●
	27	市民・事業者や、他都市など多様な主体と連携した取組	●	●	●
	28	既存広報媒体や環境啓発施設を活用した環境イベント等の開催	●	●	●
	29	水環境保全のための啓発イベント等の開催	●	●	●
	30	環境総合研究所の立地条件を活かした環境教育・学習の実施	●	●	●
	31	SNSや啓発動画を活用した新たな普及啓発・環境教育の取組の推進	●	●	●
	32	低年齢層への普及促進 学校教育を通じた海洋プラスチックごみへの意識醸成	●	●	●
	33	国や他自治体等と連携した広域的な海洋プラスチック対策の推進	●	●	●
	34	九都県市と連携した取組の推進 エコタウン推進事業の実施 水素戦略推進事業の実施	●	●	●
	35	プラスチックごみの3Rの拡充に向けた調査・研究	●	●	●
	36	プラスチックごみの3Rの拡充に向けた調査・研究	●	●	●

(表1) 対応方針の取組一覧

目 標	R2(2020)年度 【基準年度】	R7(2025)年度 【目標年度】
目標1 1人1日あたりのごみ排出量を30g削減	902g	872g
目標2 ごみ焼却量を2.8万トン削減	35.8万t	33.0万t
目標3 プラスチック製容器包装の分別率45%	37.8%	45.0%

(表2) 第3期行動計画期間における目標